

郵便等における留意事項

新型コロナウイルス感染症対策のため、本入札は、初度の入札のほか、初度の入札が不落の場合に行う再度入札を含め、郵送入札を認めています。

入札書の提出方法については、作成した入札書を入札用封筒に封入したあと、さらに、別の郵送用封筒等に封入し、送付してください。

なお、詳細については下記のとおり記載しておりますので、確認のうえ送付願います。

1 送付期限

令和4年(2022年)10月17日(月)午後5時必着 とする。

なお、物品競争入札心得(以下「心得」という。)第7条(8)により、上記期限までに到着しなかった入札書は無効とする。

2 送付先

〒043-8558

北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3

北海道檜山振興局 総務課需品係

3 郵便の方法

(1) 入札用封筒(定形サイズ)

① 入札書は入札用封筒に入れて封印(封筒の封じ目に押印)すること。

② 入札用封筒の表には、次のとおり記載すること

ア 自己の氏名を表記すること。

イ 「令和4年10月18日執行 北海道檜山振興局告示第1607号 入札書」と朱書きすること。

ウ 初度の入札の入札書を入れた入札用封筒には、「第1回目」と朱書きすること。

エ 再度入札の入札書を入れた入札用封筒には、「第2回目」と朱書きすること。

③ 上記①から②の封印・記載のない入札用封筒によって提出された入札書及び郵送用封筒等に入れず入札用封筒のまま送付された入札書は、無効とする。

(2) 送付方法

入札書を郵送する場合、心得第3条の2に規定する「信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもの」とは、「定形又は定形外による『配達証明』『書留』並びに『簡易書留』又は『レターパックプラス』」とする。

なお、一般郵便での郵送や宅配での送付は無効とする。

(3) 郵送用封筒等

入札用封筒「1回目」及び「2回目」の送付については、必ず別に用意した郵送用封筒等に入れ、上記(2)の方法により送付すること。

また、郵送用封筒等には、自己の氏名を表記の上、「令和4年10月18日執行 北海道檜山振興局告示第1607号 入札書」を朱書きで記載し、送付すること。

4 くじ引き

郵便等による入札した価格が、落札者となるべき価格(単価)となり、当該価格(単価)で入札した者が2人以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

5 再度入札

(1) 郵便等で送付する場合、「1回目」「2回目」と入札用封筒に記載することで、再度入札執行分の送付も可能とする。但し、再度入札執行分も送付されたが、入札用封筒に「『1回目』『2回目』」の表記がされていない場合は、両回分とも無効とし、無効となった入札書は3(2)による送付方法にて、返還する。

(2) 再度入札が執行された場合、当該執行分を郵送しなかった方は、辞退とする。

(3) 再度入札が行われなかった場合、未開封の入札書「2回目」は3(2)による送付方法にて、返還する。

6 落札者の通知

郵便等により入札した方が落札(決定)した場合、その旨を電話で報告する。

なお、落札しなかった方は、入札日時の翌日以降にHPで公開される入札結果より、落札者及び落札金額を確認すること。